

令和4年度 事業計画

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター

I 基本目標

生衛業界を取り巻く環境は、経営者の高齢化、後継者難、顧客数の低迷など多くの課題を抱え厳しい状況が続いており、さらに、経営基盤の脆弱をはじめとする生衛業は、コロナ禍により厳しい経営環境を強いられている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、キャッシュレス決済やテレワークの導入、インターネット通販の利用が広がり、デジタル化の波が押し寄せつつある。

生衛業は、多くの課題・問題を抱える中、デジタル化が進まない業界であるが、長年の慣行を見直し、変化する社会要請や経営環境の変化にいかに対応に対応していくか、大きな変革が求められている。

今後は、新型コロナウイルスの感染状況を確認しつつ、新たな流行の波に備え、非接触を前提とした消費者の意識・行動の変化を的確につかみ、新たな需要拡大に向け経営戦略を立てていくことが必要である。

令和4年度は、衛生管理意識をさらに高め、衛生水準の確保・向上に適切に対応し、経営相談をはじめ、生衛業者にとって有益な情報の発信や経営に関する公的支援メニューの提供などに積極的に取り組み、経営基盤の拡充強化に努めることとする。

事業の実施にあたっては、行政機関の指導を受け、各生衛組合、日本政策金融公庫との連携を密にし、利用者又は消費者の利益に擁護に資するよう次の諸事業に取り組む。

II 事業

公益目的事業

(1) 相談指導事業

ア 常設相談室設置事業

当センターに衛生管理、経理、融資等に関する専門的な知識を有する生活衛生経営指導員3名及び事務職員1名を配置する相談室を設置し、生衛業者に対する経営、融資、労務管理等に関する助言、指導を行う。

税理士による税務相談会を年2回開催する。

消費者、利用者から苦情等に対応し関係機関、生活衛生同業組合等と連携して解決に向けて助言指導を行う。

イ 出張相談指導事業

日本政策金融公庫が開催する相談会や関係団体で開催する生衛業者対象の衛生講習会等において地区相談室を開設し、融資等の相談、経営指導を行う。

ウ 生衛業融資指導事業

生衛業者が日本政策金融公庫の生活衛生融資を利用する際の相談、指導業務を行うとともに、「一般貸付」に係る推薦事務を行う。

エ 経営特別相談員研修会事業

経営特別相談員の資質の向上を図るために研修会を年2回開催する。

オ 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

全国センターと連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営悪化した生衛業者への経営指導等の専門家による支援体制を構築し併せて公的支援等の活用促進を通じた支援を行う。

(2) 衛生水準の確保・向上事業

ア 衛生水準の確保・向上推進会議の開催

生衛業における衛生水準の確保・向上を図るために、茨城県等の関係行政機関と生衛組合と標記会議を開催する。

イ 広報・啓発活動

生衛組合の加入促進のため、生活衛生同業組合活動推進月間（11月）の取組に協力し広報、啓発活動を行う。

新規営業許可情報を入手・整備し、生衛組合に情報提供を行い組合加入推奨活動を支援する。

(3) 後継者育成支援事業

生衛業の後継者確保と生衛業の魅力ややりがい等を紹介して将来的な生衛業への就労促進を図るための取り組みとして、県内の中学校の生徒に対し、生衛業者を講師とした出前授業を実施する。

(4) 消費者懇談会

消費者又は利用者の多様なニーズや消費行動を把握し、生衛組合のサービス向上に資するため、組合と消費者団体の意見交換の機会として消費者懇談会を開催する。また懇談会を通じて茨城県消費生活センターとの連携強化を図る。

(5) 令和4年度受動喫煙防止対策普及啓発事業

労働災害補償保険による助成対象外の既存特定飲食施設の事業主が喫

煙専用室又は屋外喫煙所を設置する場合の助成制度の周知及び助成金申請書類の形式的審査事務を行う。

(6) 健康・福祉対策推進事業

超高齢社会における生衛業者の地域貢献活動の一環として、生衛組合が連携して実施するサービスについて、実施に向けた先進地の情報収集や事例研究を行う。

(7) 研修・講習会等事業

ア 経営セミナーの開催

生衛業者等を対象に、生衛業をとりまく環境の変化等に対応し、経営の健全化と衛生水準の維持向上を図るために必要な知識や情報の習得を目的として、年1回開催する。

イ クリーニング師研修会及びクリーニング業務従事者講習会の開催

クリーニング業法第8条の2及び3に基づき、クリーニング師研修会及びクリーニング業務従事者講習会を開催する。

- ① クリーニング師研修 4回
- ② クリーニング業務従事者講習 2回

(8) 標準営業約款登録普及促進事業

ア 標準営業約款の登録事務

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款の登録事務を行う。

イ 広報活動の実施

「標準営業約款普及及び登録促進月間」(11月)に、Sマークの周知広報活動を行う。

- ① 茨城県、市町村、各種団体広報誌への掲載依頼
- ② 県内各種イベントにおける、消費者及び営業者への啓発活動

(9) 情報化整備事業

生衛業の経営の健全化に資するため、生衛業関連情報や行政関連情報等の収集・整備に努め、ホームページを充実させる。

指導センターの業務、組合活動及び業界の動向等について、広報誌「生衛いばらき」を年1回発行し、WEB版により年6回の情報発信を行う。

収益事業

- (1) 生衛業景気動向等調査事業（日本政策金融公庫関係）
日本政策金融公庫から委託があった場合に県内事業所70施設を対象に年4回実施し全国センターに報告する。

- (2) 生衛業経営状況調査（厚生労働省関係）
厚生労働省から委託があった場合に、県内事業所70施設を対象に年4回実施し、全国センターに報告する。